



# 島根県報

平成29年7月14日（金）

号外第85号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【条 例】

島根県個人情報保護条例及び島根県情報公開条例の一部を改正する条例	（総 務 課）	5
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	7
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	10
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	11
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	12
島根県県税条例等の一部を改正する条例	（ ” ）	13
島根県がん対策推進条例の一部を改正する条例	（健 康 推 進 課）	20
島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例	（障 がい 福 祉 課）	21
島根県子牛公正取引条例の一部を改正する条例	（畜 産 課）	22

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県個人情報保護条例及び島根県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 条例の概要
  - (1) 島根県個人情報保護条例の一部改正  
個人情報の定義に係る規定の整備
  - (2) 島根県情報公開条例の一部改正  
個人情報についての非公開情報に関する規定の整備
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

### ◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 条例の概要
  - (1) 雇用保険法の基本手当に相当する失業者の退職手当の受給要件の改正
    - ア 災害等により離職した者の給付日数を延長することとした。（第8条第10項関係）
    - イ 雇用機会が不足していると認められる地域に居住等する者の給付日数の延長措置を平成34年3月31日まで5年間実施することとした。（附則第24項関係）
  - (2) 雇用保険法の移転費に相当する失業者の退職手当の受給資格要件の改正  
職業紹介事業者等の紹介により就職する者を追加することとした。（第8条第11項関係）
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成30年1月1日から施行することとした。

### ◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 条例の概要  
職員を派遣することができる公益的法人等に一般社団法人山陰インバウンド機構を追加することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日  
平成29年10月2日から施行することとした。

### ◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 条例の概要  
育児休業の期間の再度の延長等ができる特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを明記することとした。（第3条・第4条・第9条関係）
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

### ◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 条例の概要  
過疎地域内において、法人等が製造の事業等の用に供するための設備を新設し、又は増設した場合に、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を受けることができる業種を次のように改めることとした。（第7条関係）

改 正 前	改 正 後
製造の事業	製造の事業

情報通信技術利用事業 旅館業	農林水産物等販売業 旅館業
-------------------	------------------

## 2 施行期日等

公布の日から施行し、平成29年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した場合に適用することとした。

## ◇島根県県税条例等の一部を改正する条例（条例第28号）

## 1 条例の概要

## (1) 島根県県税条例の一部改正

## ア 法人の県民税の法人税割の税率の改正（第12条関係）

改 正 前	改 正 後
100分の3.2	100分の1

イ 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に直接供する家屋の取得に係る不動産取得税について、課税標準の特例割合を3分の2とすることとした。（第21条の3—第21条の5関係）

ウ 自動車取得税を廃止することとした。

エ 自動車税の非課税の対象を追加することとした。（第45条関係）

オ 自動車税の環境性能割を新設し、次に掲げる事項を定めることとした。

- (ア) 環境性能割の課税免除
- (イ) 環境性能割の納付の方法
- (ウ) 環境性能割の減免

カ 現行の自動車税を自動車税の種別割とすることとした。

キ 法人の事業税の税率の特例を廃止することとした。

ク 引用する条項の整理

ケ その他規定の整理

## (2) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正

## (3) 島根県手数料条例の一部改正

## (4) 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の一部改正

## 2 施行期日

1の(1)（イ及びクに限る。）については公布の日から、1の(1)（イ及びクを除く。）及び(2)から(4)までについては平成31年10月1日から施行することとした。

## ◇島根県がん対策推進条例の一部を改正する条例（条例第29号）

## 1 条例の概要

引用する条項の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例（条例第30号）

## 1 条例の概要

引用する条項の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県子牛公正取引条例の一部を改正する条例（条例第31号）

## 1 条例の概要

(1) 県内で生産された子牛を売却等する場合に家畜市場において競り売りに付さなければならないという規制に対して、県内において肉用牛を現に飼育し、又は飼育しようとする者との公正な契約により生産した子牛を売却する場合を例外として追加することとした。（第2条関係）

(2) 罰則規定の削除

(3) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成29年 8 月 1 日から施行することとした。

島根県個人情報保護条例及び島根県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 23 号

島根県個人情報保護条例及び島根県情報公開条例の一部を改正する条例

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「特定の個人が識別され、又は識別され得る」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条第 5 号中「識別され、又は識別され得る」を「識別される」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載さ

れ、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第13条第 3 号中「開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの」に改める。

第14条第 2 項中「前条第 3 号の情報」の次に「（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）」を、「その他の」の次に「開示請求者以外の」を、「記述等」の次に「及び個人識別符号」を、「開示しても、」の次に「開示請求者以外の」を加える。

（島根県情報公開条例の一部改正）

第 2 条 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 24 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第10項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として知事が別に定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として知事が別に定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 8 条第11項第 5 号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の 2 に規定する職業紹介事業者」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

24 平成34年 3 月31日以前に退職した職員に対する第 8 条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第22条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として知事が別に定める者に該当し、かつ、知事が同項に規

定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者居住し、かつ、知事が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再として知事が別に定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）業指導を行うことが適当であると認めたものとする。」

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 11 項第 5 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第 8 条第 10 項（第 2 号に係る部分に限り、新条例附則第 24 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第 1 条の 2 第 2 項に規定する職員（同項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項第 2 号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第 3 項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。



- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第8条第11項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第8条第13項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 25 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第29号を第30号とし、第16号から第28号までを 1 号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の 1 号を加える。

(16) 一般社団法人山陰インバウンド機構

附 則

この条例は、平成29年10月 2 日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 26 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 4 条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 9 条第 7 号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 27 号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第 7 条第 1 項の規定は、同項に規定する過疎地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同項に規定する製造の事業等の用に供するため、平成29年 4 月 1 日以後に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第 7 条第 1 項に規定する過疎地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同項に規定する製造の事業等の用に供するため、同日前に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

島根県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 28 号

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第21条の 2 の次に次の 3 条を加える。

(家庭的保育事業の用に直接供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第21条の 3 法第73条の14第11項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

(居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第21条の 4 法第73条の14第12項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

(事業所内保育事業の用に直接供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第21条の 5 法第73条の14第13項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第24項(見出しを含む。)中「第12条の 2 の 2 第 1 項」を「第12条の 2 第 1 項」に改める。

第 2 条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第38条」に、  
「第 6 節 自動車取得税(第36条—第38条)」を「第 6 節 軽油引取税(第39条—第44条の 2)」に改める。

第 4 条第 1 項の表自動車取得税の項を削り、同表自動車税の項を次のように

改める。

自動車税	環境性能割	島根運輸支局の所在地
	種別割	普通徴収による場合は、自動車の所有者（法第 146 条第 3 項に規定する場合には使用者、法第 147 条第 1 項に規定する場合には買主）の住所又は事務所若しくは事業所の所在地（当該住所又は事務所若しくは事業所が県外にある場合には、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地）
		証紙徴収による場合は、島根運輸支局の所在地

第 6 条第 1 項及び第 2 項中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第 12 条中「100分の3.2」を「100分の 1」に改める。

第 2 章第 6 節の節名を削る。

第 36 条から第 38 条までを次のように改める。

第 36 条から第 38 条まで 削除

第 2 章第 6 節の 2 を同章第 6 節とする。

第 45 条に次の 2 号を加える。

- (4) 患者の輸送の用に供する自動車
- (5) 救護資材の運搬の用に供する自動車

第 45 条の次に次の 3 条を加える。

（環境性能割の課税免除）

第 45 条の 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、当該自動車の取得者に対して、その者が知事が定める期限までに申請した場合には、環境性能割の課税を免除することができる。

- (1) へき地巡回診療を行う者が取得した当該診療の用に供する自動車（前条第 3 号に規定するへき地巡回診療の用に供する自動車を除く。）
- (2) 公益財団法人島根県環境保健公社（以下「環境保健公社」という。）若

しくは医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関が取得した救急自動車（前条第1号に規定する救急自動車を除く。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第1項若しくは第3項に規定する検診の用に供する自動車

（環境性能割の納付の方法）

第45条の3 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項又は法第161条の規定により環境性能割額（法第170条に規定する環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この条において同じ。）を納付する場合には、これらの規定による申告書又は修正申告書に当該環境性能割額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示を受けることによりしなければならない。

2 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項又は法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合において、知事が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。この場合には、法第160条第1項又は法第161条の規定による申告書又は修正申告書に納税済印を押印するものとする。

（環境性能割の減免）

第45条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、当該自動車の取得者に対して、その者が知事が定める期限までに申請した場合には、環境性能割を減免することができる。

- (1) 天災その他これに類する災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車と知事が認めるもの
- (2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神等に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が取得した自動車（身体障害者又は精神障害者が所有する自動車がない場合にあっては、当該身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が取得した自動車）で知事が身体障害者又は精神障害者のために必要があると認めるもの

(3) 身体障害者若しくは精神障害者を乗車させるため、又は専ら身体障害者の運転の用に供するために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車

第46条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第145条第3項」を「第146条第3項」に、「自動車税の」を「種別割の」に改め、同条第2号中「前条第1号」を「第45条第1号」に改め、同条第3号中「前条第2号」を「第45条第2号」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 削除

第46条第5号中「前条第3号」を「第45条第3号」に改め、同条第12号中「第146条第1項」を「第148条第1項」に改める。

第47条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第48条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第49条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第151条第3項」を「第177条の11第3項」に、「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税額」を「種別割額」に、「によって」を「により」に改める。

第50条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第8号中「第145条第3項」を「第146条第3項」に改め、同条第2項中「第145条第2項」を「第147条第1項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第51条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第145条第3項」を「第146条第3項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第75条第6号中「第122条第1項」を「第160条第1項」に改める。

附則第16項を削り、附則第17項を附則第16項とし、附則第18項を附則第17項とする。

附則第19項の見出し中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項中「対する自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項第1号中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同号ア中「道路運送車両法第7条第1項」を「法第147条第3項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同号イ中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第149条第1項第5号に規定す



る軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、同項の表中「附則第 19 項第 1 号」を「附則第 18 項第 1 号」に、「附則第 19 項第 2 号又は第 4 号」を「附則第 18 項第 2 号」に、「附則第 19 項第 3 号又は第 5 号」を「附則第 18 項第 3 号」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 20 項を附則第 19 項とし、附則第 21 項から第 23 項までを 1 項ずつ繰り上げ、附則第 24 項を削り、附則第 25 項を附則第 23 項とする。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和 33 年島根県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第 1 条中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第 2 条第 1 項中「の自動車税」の次に「の種別割」を加え、「「自動車税」を「種別割」に、「第 151 条」を「第 177 条の 11」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第 3 条中「自動車税」を「種別割」に改める。

第 4 条中「自動車税」を「種別割」に、「第 150 条第 2 項」を「第 177 条の 10 第 2 項」に改める。

第 1 号様式中「自動車税納税証紙」を「自動車税種別割納税証紙」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第 4 条 島根県手数料条例（平成 12 年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項第 1 号中「自動車税」の次に「種別割」を加える。

(特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第 5 条 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例（平成15年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 4 条（見出しを含む。）中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第 1 条及び次項の規定は公布の日から、その他の規定は平成31年10月 1 日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の島根県県税条例第21条の 3 から第21条の 5 までの規定は、第 1 条の規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

3 第 2 条の規定による改正後の島根県県税条例（以下「31年新条例」という。）第12条の規定は、第 2 条の規定の施行の日（以下「31年施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

4 31年施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第 2 条の規定による改正前の島根県県税条例附則第16項の規定の適用については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 31年施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 6 31年新条例及び第 5 条の規定による改正後の特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、31年施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 7 31年新条例及び第 3 条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の31年施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
- (島根県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 第 4 条の規定による改正後の島根県手数料条例別表 2 の項の規定の適用については、当分の間、同項第 1 号中「自動車税種別割」とあるのは、「自動車税種別割（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第 40条第 2 項の規定により道路運送車両法第97条の 2 第 1 項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、平成31年度以前の年度分の旧自動車税又は自動車税種別割）」とする。

島根県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県条例第 29 号**

島根県がん対策推進条例の一部を改正する条例

島根県がん対策推進条例（平成18年島根県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第11条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 30 号

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第44条の 6 第 3 項」を「第44条の 5 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県子牛公正取引条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 31 号

島根県子牛公正取引条例の一部を改正する条例

島根県子牛公正取引条例（昭和23年島根県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 県内において肉用牛を現に飼育し、又は飼育しようとする者との公正な契約により生産した子牛を売却する場合

第 8 条及び第 9 条を削る。

附 則

この条例は、平成29年 8 月 1 日から施行する。